

事業主様

大阪府電気工事健康保険組合
理事長 安藤 一彦

「資格情報のお知らせ」送付について

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご協力とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、来る令和6年12月2日に「健康保険被保険者証」(以下「保険証」)が廃止され、今後は医療機関で受診の際は、原則保険証の利用登録を行ったマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」)で保険資格の確認をする事になります。(ただし、現在お持ちの保険証は廃止から1年間、令和7年12月1日まで使用できます。)

このため、厚生労働省の通知に基づき加入者の皆さまに現在の資格情報の正確性をご確認いただくための「資格情報のお知らせ」を**本年10月下旬に事業所様宛にお届けいたします。**
ご多忙の中、大変恐れ入りますが皆さまに配布いただきますようお願いいたします。
なお、ご家族がおられる方には世帯ごとに同一封筒に封入しております。(※5人以上の世帯の方は封筒が2通に分かれています)

上記お知らせの情報は**令和6年10月12日現在届出済みの加入者が対象です。**

行き違いで退職された方等のお知らせが届きましたら、お手数ですが当健保組合まで封書は開封せずにご返却をお願いいたします。 また、配布後に加入者より、氏名が文字化け等により正確に表示されていない等の申出がありましたら、当組合までお知らせくださいますようお願いいたします。

配布後に想定される Q&A

Q1. 「資格情報のお知らせ」は従来の保険証と同様に医療機関に提示して保険診療を受けることができるのか。

A1. **できません。** ただし、医療機関でマイナ保険証の読み取りができないなど、例外的な場合に限り、マイナポータルの資格情報画面や「資格情報のお知らせ」を**マイナ保険証とともに提示することで受診できます。**

Q2. 「資格情報のお知らせ」に示されている情報と自分の情報に差異がある。

A2. 速やかに健康保険組合にお知らせください。

Q3. 最近出生した子どもや、新たに加入した家族のお知らせが封入されていない。

A3. このお知らせは**「令和6年10月12日現在加入している方」**の情報で作成されています。誕生日や被扶養者の認定日が10月12日以前でもお届けが当該日以降であれば同封されていません。
10月12日以降に加入された方の「資格情報のお知らせ」の送付時期は後日改めてご連絡いたします。